

12章 社会参加の促進

(1) 大阪府障がい者スポーツ大会の開催 (身) (知) (精)

内容	大阪府では、全国障害者スポーツ大会に出場する選手の選考会を兼ねて、毎年、大阪府障がい者スポーツ大会を実施しています。
窓口	大阪府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪） http://www.fineplaza.jp/ TEL 072-296-6311 FAX 072-296-6313

(2) 障がい者文化芸術活動推進事業 (身) (知) (精) (難)

内容	芸術・文化に興味のある障がい者に対し、ダンス・演劇などを体験し、学ぶことができるカレッジを開催しています。 障がいのある人の創造力と芸術性のあふれるアート作品を府民に発信し、障がい者への理解や多様性を認める社会をめざして、企画展览展示会やセミナー等を実施しています。
窓口	国際障害者交流センター（ビッグ・アイ） https://big-i.jp/ TEL 072-290-0962 FAX 072-290-0972

(3) 身体障がい者補助犬 (身)

内容	身体障がい者の日常生活を支援する身体障がい者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）に関する相談に応じるとともに、身体障がい者補助犬の使用機会の提供を行っています。
窓口	大阪府障がい福祉室自立支援課（資料編42ページ） （補助犬同伴の相談窓口は33ページ）

(4) 郵便等による不在者投票 ⑤

対象者	(ア) 身体障がい者手帳をお持ちで、手帳に以下の内容が記載されている方 ・両下肢、体幹の障がい又は移動機能の障がいの程度が、1級又は2級 ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいの程度が、1級又は3級 ・免疫又は肝臓の障がいの程度が、1級から3級まで (イ) 戦傷病者手帳をお持ちで、手帳に以下の内容が記載されている方 ・両下肢、体幹の障がいの程度が、特別項症から第2項症まで ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がいの程度が、特別項症から第3項症まで (ウ) 介護保険の被保険者証に、要介護状態区分が要介護5と記載されている方 (エ) 身体障がい者手帳をお持ちで、障がいの程度が上記（ア）の程度に該当することを大阪府内の各市町村長が証明した方 (オ) 戦傷病者手帳をお持ちで、障がいの程度が上記（イ）の程度に該当することを大阪府知事が証明した方
内容	重度の障がいにより、投票所に行けない方には、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受け、自宅等で投票できる「郵便等による不在者投票」の制度があります。 また、上記対象者のうち、 ○ 身体障がい者手帳をお持ちで、上肢又は視覚の障がいの程度が1級と記載されている方 ○ 身体障がい者手帳をお持ちで、上記の障がいの程度がこれらの程度に該当することを、大阪府内の各市町村長が証明した方 ○ 戦傷病者手帳をお持ちで、上肢又は視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症までと記載されている方 ○ 戦傷病者手帳をお持ちで、上記の障がいの程度がこれらの程度に該当することを、大阪府知事が証明した方 には、あらかじめ選挙人名簿登録地市区町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た者（選挙権を有する者に限る。）に投票に関する記載をさせることができる「郵便等による不在者投票における代理記載制度」があります。
窓口	居住地の市区町村選挙管理委員会 大阪府選挙管理委員会 TEL 06-6944-9118 FAX 06-6944-3548 ※選挙時等、上記電話番号が利用できないことがあります。 その際は、TEL 06-6941-0351（代表） をご利用ください。

(5) 点字による投票

内容	視覚に障がいのある方で、点字での投票を希望される方は、受付の際に投票管理者に点字で投票したいことを申し出れば、点字で投票をすることができます。また、各投票所には、点字器や点字の候補者等の名簿も備え付けてあります。
窓口	居住地の市区町村選挙管理委員会 大阪府選挙管理委員会 TEL 06-6944-9118 FAX 06-6944-3548 ※選挙時等、上記電話番号が利用できないことがあります。 その際は、TEL 06-6941-0351（代表） をご利用ください。

(6) 代理投票

内容	病気やけがなどで文字の記載が困難な方は、係員が補助者として投票を記載する代理投票の制度があります。 代理投票を希望することを投票管理者に申し出ると、投票事務従事者の中から二人の補助者が指定され、そのうち一人が選挙人の指示する候補者等の氏名を書き、残りの一人がその立ち会いを行います。もちろん、投票の秘密は厳守されます。
窓口	居住地の市区町村選挙管理委員会 大阪府選挙管理委員会 TEL 06-6944-9118 FAX 06-6944-3548 ※選挙時等、上記電話番号が利用できないことがあります。 その際は、TEL 06-6941-0351（代表） をご利用ください。

(7) 投票所における手話通訳者の派遣

内容	聴覚に障がいのある方で、投票日当日に投票の際、手話通訳が必要な場合は、事前にお住まいの市区町村選挙管理委員会へお問い合わせください。
窓口	居住地の市区町村選挙管理委員会 大阪府選挙管理委員会 TEL 06-6944-9118

	FAX 06-6944-3548 ※選挙時等、上記電話番号が利用できないことがあります。 その際は、TEL 06-6941-0351（代表） をご利用ください。
--	---

（８） 障がい者ITサポーターの養成 ⑤ ④ ③ ②

→188ページ参照

（９） 知的障がい者レクリエーション活動等支援事業 ④

内容	レクリエーション活動等を通じ、知的障がい者等の体力増強、交流、スポーツに触れる機会等を提供し、知的障がい者等の自立意欲を助長するため、各種レクリエーション教室を開催しています。
窓口	大阪手をつなぐ育成会（資料編43ページ）

（１０） 精神障がい者社会参加活動振興事業 ③

内容	精神障がい者スポーツや文化活動等を通じて交流することによって、精神障がいに対する理解や社会参加や社会復帰の促進を図るための事業です。
窓口	精神障害者社会復帰促進協会（資料編44ページ） 大阪府障がい福祉室自立支援課（資料編42ページ）

（１１） 支援学校卒業後の「学びの場」の公表について

内容	大阪府では、支援学校卒業後の「学びの場」の情報提供を府ホームページ等を通じて行っております。 http://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsushien/jiritsushien/manabinobakouhyou.html
窓口	大阪府障がい福祉室自立支援課（資料編42ページ）